

## 減免継続案内・届出書(その1)(A4両面:2色)見本

(表:宛名及び案内文面)

自動車の 登録番号	
--------------	--

※「減免に該当しなくなった旨の届出書」を提出する場合、左側記載の管轄事務所へ郵送または持参してください。

## 自動車税減免に関するお知らせについて

## 《身体障害者等（個人・構造）及び教習車の継続減免手続きの簡素化について》

身体障害者等（個人）、身体障害者等（専用）構造自動車（8ナンバーの特種用途自動車で、車体の形状が「車いす移動車」、「入浴車」、「身体障害者輸送車」に限る）および教習用自動車の減免につきまして、減免承認されている車両については申請内容に変更がなければ減免を継続いたしますので、毎年度の減免申請は不要となります。

ただし、申請内容に変更が生じた場合は、再申請または裏面の「減免に該当しなくなった旨の届出書」に必要事項記入の上、管轄の県税事務所又は県税窓口へ提出が必要になりますのでご注意ください。

※上記記載事項に関して、詳しくは同封していますチラシをご確認ください。

当該お知らせに関するお問い合わせ先 《沖縄県税コールセンター》 TEL：098-943-5021

## 減免継続案内・届出書(その1)(A4両面:2色)見本

(裏:届出書様式(その1)面)

<b>身体障害者等減免用</b>																									
要領第1号様式																									
<b>減免に該当しなくなった旨の届出書(その1)</b>																									
令和 年 月 日																									
沖縄県知事 殿																									
申請者																									
住所 _____																									
氏名 _____																									
電話番号 _____																									
沖縄県税条例第146条の規定により自動車税種別割について減免を受けていましたが、下記のとおり減免に該当しなくなったので届け出ます。																									
記																									
(減免の対象等)																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">登録番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">納稅義務者</td> <td>住所</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>電話番号( )</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">身体障害者等</td> <td>住所</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>電話番号( )</td> </tr> </table>		登録番号		納稅義務者	住所	氏名	電話番号( )	身体障害者等	住所	氏名	電話番号( )														
登録番号																									
納稅義務者	住所																								
	氏名	電話番号( )																							
身体障害者等	住所																								
	氏名	電話番号( )																							
(該当しなくなった事由) ※該当するものに○を付け、事由の生じた日を記載してください。																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">該当項目</th> <th style="width: 45%;">事由</th> <th style="width: 40%;">事由の生じた日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>身体障害者等が亡くなった。</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>納稅義務者が亡くなった。</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>身体障害者等が転居した。</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>納稅義務者が転居した。</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>身体障害者等と同一生計でなくなった。</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>障害の等級が変わり減免の対象ではなくった。</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>(上記以外の理由で) 身体障害者等のために自動車を使用しなくなった。 (運転免許を購入し使用している、または軽自動車への乗り換え使用など)</td> <td>年 月 日</td> </tr> </tbody> </table>		該当項目	事由	事由の生じた日	1	身体障害者等が亡くなった。	年 月 日	2	納稅義務者が亡くなった。	年 月 日	3	身体障害者等が転居した。	年 月 日	4	納稅義務者が転居した。	年 月 日	5	身体障害者等と同一生計でなくなった。	年 月 日	6	障害の等級が変わり減免の対象ではなくった。	年 月 日	7	(上記以外の理由で) 身体障害者等のために自動車を使用しなくなった。 (運転免許を購入し使用している、または軽自動車への乗り換え使用など)	年 月 日
該当項目	事由	事由の生じた日																							
1	身体障害者等が亡くなった。	年 月 日																							
2	納稅義務者が亡くなった。	年 月 日																							
3	身体障害者等が転居した。	年 月 日																							
4	納稅義務者が転居した。	年 月 日																							
5	身体障害者等と同一生計でなくなった。	年 月 日																							
6	障害の等級が変わり減免の対象ではなくった。	年 月 日																							
7	(上記以外の理由で) 身体障害者等のために自動車を使用しなくなった。 (運転免許を購入し使用している、または軽自動車への乗り換え使用など)	年 月 日																							
<small>※「事由の生じた日」の正確な日付がわからない場合は、減免対象年度を正確に把握するため、 事由の生じた月までを正確に記入してください。</small>																									

## 減免継続案内・届出書(その2)(A4両面:2色)見本

(表:宛名及び案内文面)

<p style="text-align: center; margin-top: 100px;">自動車の 登録番号</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">※「減免に該当しなくなった旨の届出書」を提出する場合、左側記載の管轄事務所へ郵送または持参してください。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">※2台以上減免の自動車がある場合、上記「自動車の登録番号」について、*が表示されます。</p>	<p style="text-align: center; margin-top: 100px;">自動車税減免に関するお知らせについて</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">(身体障害者等(個人・構造)及び教習車の継続減免手続きの簡素化について)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">身体障害者等(個人)、身体障害者等(構造)構造自動車(8ナンバーの特種用途自動車で、車体の形状が「車いす移動車」「入浴車」「身体障害者輸送車」に該する)および軽四輪自動車の減免につきまして、減免承認されている車両については申請内容に変更がなければ減免を継続いたしますので、毎年度の減免申請は不要となります。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">ただし、申請内容に変更が生じた場合は、当該車または裏面の「減免に該当しなくなった旨の届出書」に該要項記入の上、管轄の県税事務所又は県税課窓口へ提出が必要になりますので、<u>お書きください。</u></p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">お問い合わせ先:(中納戸税コールセンター) TEL: 098-943-5021</p>
---	--

## 減免継続案内・届出書(その2)(A4両面:2色)見本

(裏:届出書様式(その2)面)

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">構造・教習車用</div> 要領第2号様式																																				
<b>減免に該当しなくなった旨の届出書(その2)</b> 合和 年 月 日 <b>沖縄県知事 殿</b> 申請者 住所 氏名 電話番号  沖縄県税条例第146条の規定により自動車税種別割について減免を受けていましたが、下記のとおり減免に該当しなくなつたので届け出ます。 記 (減免の対象等) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">登録番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">納税義務者</td> <td>住所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="2">電話番号( )</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用者 (上記と異なる場合)</td> <td>住所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="2">電話番号( )</td> </tr> </table> (該当しなくなった事由) <input type="checkbox"/> 該当するものに○を付け、事由の生じた日を記載してください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">該当項目</th> <th style="width: 45%;">事由</th> <th style="width: 40%;">事由の生じた日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>所有者又は使用者が変更となつた。</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>車体の形状(用途)を変更した。</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>使用目的を変更した。</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>申請施設(障害者施設等、自動車教習所)の指定書が有効ではなくなつた</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>(上記以外の理由)</td> <td>年 月 日</td> </tr> </tbody> </table> ※「事由の生じた日」の正確な日付がわからない場合は、減免対象年度を正確に把握するため、事由の生じた月までを正確に記入してください。	登録番号				納税義務者	住所			氏名	電話番号( )		使用者 (上記と異なる場合)	住所			氏名	電話番号( )		該当項目	事由	事由の生じた日	1	所有者又は使用者が変更となつた。	年 月 日	2	車体の形状(用途)を変更した。	年 月 日	3	使用目的を変更した。	年 月 日	4	申請施設(障害者施設等、自動車教習所)の指定書が有効ではなくなつた	年 月 日	5	(上記以外の理由)	年 月 日
登録番号																																				
納税義務者	住所																																			
	氏名	電話番号( )																																		
使用者 (上記と異なる場合)	住所																																			
	氏名	電話番号( )																																		
該当項目	事由	事由の生じた日																																		
1	所有者又は使用者が変更となつた。	年 月 日																																		
2	車体の形状(用途)を変更した。	年 月 日																																		
3	使用目的を変更した。	年 月 日																																		
4	申請施設(障害者施設等、自動車教習所)の指定書が有効ではなくなつた	年 月 日																																		
5	(上記以外の理由)	年 月 日																																		

# 減免申出用チラシ(B4サイズ両面カラー)見本

資料5-3

(表)

■お問い合わせ先（沖縄県税コールセンター）TEL：098-943-5021 ■

### 減免申請窓口のお知らせ

自動車税（種別割）の減免申請窓口は下記のとおりになります。  
申請事務所の納稅義務者の住所地（県外法人については使用本拠地）により受付および問い合わせ窓口が異なりますので、ご注意ください。  
なお、沖縄本島及び周辺離島の自動車税（運送性割税）、新規登録にかかる自動車税（種別割）の減免申請については自動車税事務所が受付および問い合わせ窓口となります。

電話問い合わせ窓口：沖縄県税コールセンター TEL:098-943-5021

居住まいの市町村	管轄事務所	連絡先
那覇市、名護市、糸満市、泊城市、 西原町、与那原町、南風原町、 八重瀬町、久米島町、波照間村、 座間味村、粟国村、宮古島村、 南大東村、北大東村	沖縄県那覇税務事務所 〒900-0029 那覇市牧志116-37（中部合同庁舎）3階	TEL 098-867-1066 FAX 098-867-1146
浦添市、宜野湾市、北谷町、 新規登録に係る自動車税（種別割）、 自動車税（運送性割税）	沖縄県自動車税事務所 〒901-2134 浦添市瀬川1500-10	TEL 098-879-1621 FAX 098-879-1620
沖縄市、うるま市、読谷村、喜屋武町、 北中城村、中城村	沖縄県コザ税務事務所 〒904-2155 沖縄市美原1-6-34（中部合同庁舎）1階	TEL 098-894-8502 FAX 098-897-2501
名護市、国頭村、大宜味村、東村、 今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、 池原町、伊江村、伊平屋村、 伊是名村	沖縄県名護税務事務所 〒905-0015 名護市大字1-13-11（北部合同庁舎）1階	TEL 0980-52-5138 FAX 0980-54-0087

**[宮古・八重山地域について]**

宮古島市、多良間村	宮古事務所課税課 〒905-0012 宮古島市平良字西里1125 番地 (沖縄県宮古合同庁舎)	TEL 0980-72-2555 FAX 0980-73-4115
石垣市、竹富町、与那国町	八重山事務所課税課 〒907-0002 石垣市字真栄里438 番地の1 (沖縄県八重山合同庁舎)	TEL 0980-82-3045 FAX 0980-82-2044

●減免申請書様式や減免のしおりは、沖縄県のホームページでも確認することができます。  
URL:[https://www.pref.okinawa.jp/site/some/seimai/choushu/191001\\_jidousya\\_gouyou.html](https://www.pref.okinawa.jp/site/some/seimai/choushu/191001_jidousya_gouyou.html)

■お問い合わせ先（沖縄県税コールセンター）TEL：098-943-5021 ■

### 減免車両の車検について

減免申請中の車検時の自動車税（種別割）の納付について

毎年4月1日以降に自動車税（種別割）の減免申請をした場合、審査完了は7月頃を予定しております。  
7月末までに車検更新が必要な車両についても、恐れ入りますが納税箇所に納付いただき、承認書に蓋付手続きをどうさせていただきますので、ご了承ください。

ただし、「身体障害者手帳、療育手帳、敬老病用手帳」による減免、「身体障害者等（専用）機造自動車（ナンバーの特種用途自動車で、車体の形状が「車いす搭載車」、「入浴車」、「身体障害者輸送車」に該する）および「敷用自動車」の減免は、変更がない場合は継続して対象となりますので、納付していたらしく必要はございません。

減免車両の車検時の納税証明書について

減免を受けている車両については、沖縄県と沖縄県合意事務所（管轄事務所、運輸事務所）との間で自動車税の納税情報を電子で連絡する仕組みが構築されているため、車検更新時の納税証明書の交付が不要となっています。  
※減免決定承認通知書は納税証明書として使用できませんのでご注意ください。

車検有効期限の更新について

自動車税の課税期日である4月1日時点で車検切れとなっている場合、事故や故障等により減免の対象となる利用目的のために使用しなくなったとみなし、減免範囲の対象となりません。継続して減免を受ける場合は、車検有効期限内に車検を受け、有効期限を更新するようにしてください。

減税年に車検切れで、再度減免を受けていたい場合は、「管轄事務所」へお問い合わせください。

### 減免申請する場合の申請期限について

減免申請する場合は、下記の申請期限に注意して期限内に申請してください。

★自動車を取得するときの登録区分によって申請期限が異なります。

<p>○自動車税種別割</p> <p>ア.移転登録（名義変更）で取得する</p> <p>イ.新規登録で取得する</p>	<p>畜年度の納税期限まで</p> <p>登録事務所に登録の日から30日以内</p>
<p>○自動車税種別性別割</p>	
<p>登録事務所に登録の日から30日以内</p>	

# 減免申出用チラシ(B4サイズ両面カラー)見本

資料5-3

(裏)

■お問い合わせ先（沖縄県税コールセンター）TEL：098-943-5021 ■

## 身体障害者等（個人）の減免に関するお知らせ

### 1. 次年度の自動車税（種別選）の減免申請について

減免が承認された車両の減免継続の手続きについては、減免対象の障害者手帳ごとに取り扱いが異なりますので、下記をご確認ください。

#### 【身体障害者手帳・療育手帳・戦傷病者手帳による減免】

減免が承認された車両につきましては、納税義務者（または障害者本人）からの届出や新たな減免申請がない限り、**変更がないものとみなされ、手続きしなくても毎年度減免が承認され、継続されます。**

当初申請した内容から変更（住所、氏名等）がある場合は、納期限までに再申請が必要です。また、減免に該当しなくなった場合は、同封の「減免に該当しなくなった旨の届出書」が必要となりますので、**「2.再申請や届出が必要な場合について」**をよく読み、手続きを行ってください。

#### 【精神障害者保健福祉手帳による減免】

**年年度申請**が必要です（申請期間：4月1日～納期限まで）。

### 2. 再申請や届出が必要な場合について

当初申請した内容から変更があると減免対象外となる場合や再度申請の手続きが必要になる場合があります（以下参照）。

<p>＜再申請が必要な場合＞申請期間：未提出時</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 減免対象車両の変更</li><li>(2) 身体障害者等、自動車の所有者又は運転者のいなければかの住所変更（車検証の住所変更後再申請受け付）</li><li>(3) 自動車の所有者又は運転者のいなければかの変更</li><li>(4) 障害者手帳に関する変更 例：障害の等級が変わった、新たに別の障害で認定を受けた</li><li>(5) 車検証の内容変更（最終審査を受けた場合を除く） 例：定置場の変更、番号変更、原有者や使用者の変更、車両の構造変更</li><li>(6) その他当初の申請内容から変更があった場合</li></ul>	<p>＜減免に該当しなくなった旨の届出が必要な場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 減免している自動車を身体障害者等の為に使わなくなった場合</li><li>(2) 障害者手帳の等級の変更があり、減免の対象ではなくなった場合</li><li>(3) 身体障害者等本人または納税義務者が亡くなった場合</li><li>(4) 再籍異居へ範囲した場合</li></ul>
---	--

■お問い合わせ先（沖縄県税コールセンター）TEL：098-943-5021 ■

## 構造減免・教習車減免・社会福祉法人減免に関するお知らせ

### 1. 構造減免・教習車減免の手続きの簡素化について

身体障害者等（専用）構造自動車（8ナンバー）の特種用途自動車で、車体の形状が「車いす移動車」、「入浴車」、「身体障害者輸送車」に限る）および教習用自動車の減免につきましては、申請者の負担軽減及び業務の効率化の観点から簡素化し、既に減免承認されている車両については**削除内容に変更がなければ減免を継続いたします**ので、毎年度の減免申請は不要となります。

ただし、申請内容に変更が生じた場合は、納期限までに再申請が必要です。また、減免に該当しなくなった場合は、同時に「減免に該当しなくなった旨の届出書」の提出が必要になりますのでご注意ください（以下参照）。

<p>＜再申請が必要な場合＞申請期間：未提出時</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 減免対象車両の変更</li><li>(2) 使用者変更（車両を使用する事業所変更含む）</li><li>(3) 所有者または使用者の住所変更</li><li>(4) 車検証の内容変更（最終審査を受けた場合を除く） 例：番号変更、泊家場・事業用の別、車両の構造変更、定置場の変更など</li><li>(5) その他当初の申請内容から変更があった場合</li></ul>	<p>＜減免に該当しなくなった旨の届出が必要な場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 所有者または使用者が変更になった場合</li><li>(2) 対象となる車体の形状（車いす移動車等、教習車）ではなくなくなった場合</li><li>(3) 身体障害者等の為または教習車として使用しなくなった場合</li><li>(4) 申請した施設（障害者施設、自動車教習所等）の指定書が消滅ではなくなくなった場合</li></ul>
---	--

### 2. 社会福祉法人減免について

身体障害者等（専用）構造自動車（8ナンバー）の特種用途自動車で、車体の形状が「車いす移動車」、「入浴車」、「身体障害者輸送車」に限る）を、社会福祉法人減免（沖縄県税条例第145条第1項第3号）として承認を受けている場合は、**年年度申請が必要**となりますのでご注意ください。

電話お問い合わせ先《沖縄県税コールセンター》  
☎098-943-5021 受付時間 8:30～17:00



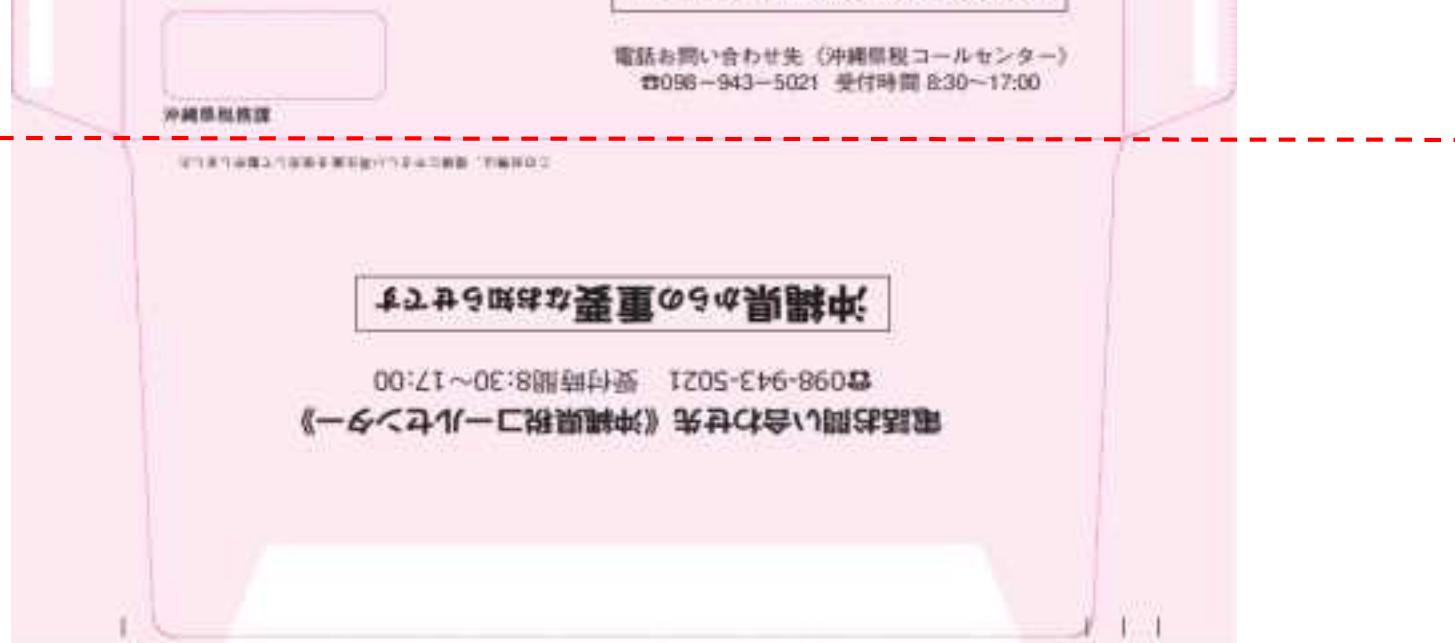
## 資料5-4

### 送付用封筒見本 ※長3(A4三折り用)

(表)



(裏)



## 発送一覧(見本)

資料5—5

台帳作成日 2026年12月 日

0/0ページ